

和泉中央連合自治会 9月定例会

令和4年9月25日

1 連合会長挨拶

2 依頼報告事項

- (1) 令和4年度日赤会費(活動資金)募集実績及び地区交付金について
(泉区社会福祉協議会) 資料1
- (2) 令和4年度共同募金運動の実施について
(泉区社会福祉協議会) 資料2
- (3) 「訪問歯科検診案内」ご掲示のお願い
(泉区歯科医師会) 資料3★
- (4) 「横浜市中期計画2022～2025(素案)」の公表とパブリックコメントの実施について
(政策局政策課) 資料4★
- (5) 第4期横浜市教育振興基本計画(素案)及びパブリックコメントの実施
(教育委員会事務局教育政策推進課) 資料5★
- (6) 横浜市空家無料相談会の開催について
(建築局住宅政策課) 資料6★
- (7) 防災講演会の実施についての御案内
(泉消防署総務・予防課) 資料7★
- (8) オミクロン株対応新型コロナワクチン接種の実施等について
(健康福祉局健康安全課) 資料8★
- (9) 災害用備蓄食料の無償配布(有効活用)について
(総務局地域防災課) 資料9★
- (10) 「深谷通信所跡地だより第4号」の掲出について
(政策局基地対策課) 資料10★
- (11) 第12次一括法による地方自治法の一部改正について
(市民局地域活動推進課) 資料11★
- (12) 「自治会町内会のための講習会」の開催方法の変更について
(市民局地域活動推進課) 資料12★
- (13) 【第36回泉区文化祭】ポスター掲示依頼について
(泉区文化振興委員会) 資料13★
- (14) 令和4年度第11回泉区民ふれあいまつりポスターの掲出について
(泉区民ふれあいまつり実行委員会) 資料14★

3 その他

- (1) 「つながる！地域活動ゼミ」について
(泉区地域力推進担当) 資料18
- (2) 令和4年度「首都圏放置自転車・バイククリーンキャンペーン」横浜市実施要項
(横浜市交通安全対策協議会) 資料19

★は郵送による各会長へ ●は他のルートで配送

4 各部会報告

保健衛生部 防犯部 防災部 交通安全部 福祉厚生部
文化部 体育部 女性部 子ども育成指導部 環境部

5 和泉中央連合議題

- (1) 令和4年度和泉中央連合ふるさとまつりについて
- (2) 令和4年度泉区ふれあいまつりについて
- (3) 令和5年泉区新年祝賀会について
- (4) その他

10月の定例会は10月23日(日) 9:30～
定例会終了後に経営委員会を行います。

以上

泉区連長会資料
令和4年9月16日
泉区社会福祉協議会

地区連合自治会町内会長 様

日本赤十字社泉区地区委員会
委員長 深川 敦子

令和4年度 日赤会費(活動資金)募集実績及び地区交付金について

日本赤十字社の活動につきましては、多大なご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。
今年度の強化運動月間の会費(活動資金)募集実績は、次のとおりとなりました。自治会町内会長の皆様にご尽力をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。

今後とも災害救援事業、救急法普及等、地域の実情に応じた活動を展開してまいりますので引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、地区交付金につきましては、10月中旬頃に各地区連合自治会町内会様の口座にお振り込みいたしますので、ご確認くださいませようをお願いいたします。

1 日赤会費(活動資金)実績

令和4年8月末日現在

実績額 (円)	目安額 (円)
7,997,449 円 (地区連合未加入分 72,900 円含)	9,174,200 円

参考：昨年度実績額 8,746,743 円 (令和4年3月31日時点)

2 地区交付金額 (地区合計額)

地区活動費 (一律 20,000 円×12 地区)	地区還元金 (実績の6%) ※1,000 円未満は切り捨て	交付金合計額
240,000 円	470,000 円	710,000 円

【事務局】

日赤泉区地区委員会 担当：川口

泉区和泉中央南 5-4-13 (泉区社会福祉協議会内)

TEL (802) 2150 FAX (804) 6042

令和4年度 和泉中央地区 日赤会費(活動資金)実績報告

自治会町内会名	実績額
和泉栄町内会	120,000円
和泉台谷戸町内会	260,000円
和泉町さつき会	46,000円
和泉中央南ハイツ自治会	31,200円
和泉町わかば会	144,000円
和泉中村町内会	138,460円
和泉東町内会	141,000円
金子山自治会	11,000円
金子山みなみ町内会	9,200円
上和泉西部自治会	55,000円
神田町内会	
中和泉町内会	25,000円
並木谷戸町内会	139,195円
A.G.I.自治会	26,400円
グレースシアいずみ中央自治会	10,000円
パークスクエア横濱いずみ中央自治会	10,000円
合 計	1,166,455円

令和4年8月31日現在

泉 区 連 長 会 資 料
令 和 4 年 9 月 1 6 日
神 奈 川 県 共 同 募 金 会 泉 区 支 会

各地区連合自治会町内会長 様

神奈川県共同募金会泉区支会
支 会 長 小 泉 正 彦

令和4年度共同募金運動の実施について（ご依頼）

平素より共同募金運動につきましては多大なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年も10月1日から共同募金運動がスタートいたしますので、改めてご協力をお願い申し上げます。

各自治会町内会長様には、別途、募金活動の実施についてご依頼し、目標額（目安額）についてもお示しいたしますので併せてよろしくお願いいたします。

なお、目標額（目安額）を設定していますが、募金は、あくまでも寄付していただく方の任意となりますので、金額の指定を行わないようよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症への対応が求められるなか大変恐縮ではございますが、ご協力を重ねてお願い申し上げます。

また、連合単位ごとに事務手数料として共同募金交付金1万円と、先に配布いただいた共同募金「泉区だより」配布手数料について、つぎのとおり振込みますので、ご確認をお願いいたします。

- 1 送金額 10,000円+配布手数料（1部2円）
*緑園地区、和泉北部地区、上飯田地区の3連合につきましては、シルバー人材センターによる全戸配布のため、交付金のみのお振込みとなります。
- 2 振込先 各地区連合自治会町内会指定口座
(地域振興課に登録済の口座とさせていただきます)
- 3 振込予定 11月中

【事務局】

神奈川県共同募金会泉区支会 佐藤、土居
(泉区社会福祉協議会)
〒245-0023 泉区和泉中央南5-4-13
TEL: 802-2150 FAX: 804-6042

令和4年度 共同募金目標額(目安額)

	和 泉 中 央 地 区	※世帯数	一 般 募 金		年末たすけあい、 目安額20円(C)	合計315円 (A+B+C)	日付	募金額	領収書・ お礼状
			広域目安額 160円(A)	地域目安額 135円(B)					
53	和泉柴町内会	538世帯	86,080円	72,630円	10,760円	169,470円			
54	和泉台谷戸町内会	1,300世帯	208,000円	175,500円	26,000円	409,500円			
55	和泉町さつき会	295世帯	47,200円	39,825円	5,900円	92,925円			
56	和泉中央南ハイツ自治会	156世帯	24,960円	21,060円	3,120円	49,140円			
57	和泉町わかば会	720世帯	115,200円	97,200円	14,400円	226,800円			
58	和泉中村町内会	1,025世帯	164,000円	138,375円	20,500円	322,875円			
59	和泉東町内会	690世帯	110,400円	93,150円	13,800円	217,350円			
60	金子山自治会	55世帯	8,800円	7,425円	1,100円	17,325円			
61	金子山みなみ町内会	46世帯	7,360円	6,210円	920円	14,490円			
62	上和泉西部自治会	237世帯	37,920円	31,995円	4,740円	74,655円			
63	神田町内会	29世帯	4,640円	3,915円	580円	9,135円			
64	中和泉町内会	140世帯	22,400円	18,900円	2,800円	44,100円			
65	並木谷戸町内会	650世帯	104,000円	87,750円	13,000円	204,750円			
66	A.C.I.自治会	132世帯	21,120円	17,820円	2,640円	41,580円			
67	グリーンハイツ中央自治会	280世帯	44,800円	37,800円	5,600円	88,200円			
68	パークスエフ横濱ハイツ中央自治会	191世帯	30,560円	25,785円	3,820円	60,165円			
	合 計	6,484世帯	1,037,440円	875,340円	129,680円	2,042,460円			

※世帯数については、令和3年4月1日の地域活動推進費申請時点での世帯数を参考に算出しています。

令和4年9月16日

No.

<自治会名>会長 様

神奈川県共同募金会泉区支会
支会長 小泉正彦

令和4年度共同募金の実施について（ご依頼）

平素より共同募金運動につきましましてはご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年も来る10月1日から全国的に共同募金運動が展開されます。趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

お寄せいただきました募金は、地域の福祉団体への配分や地域福祉推進のための貴重な財源としてご活用させていただきます。なお、新型コロナウイルス感染症防止の対応が求められるなか大変恐縮ではございますが、地域の実情に合った柔軟な対応をいただけますよう重ねてお願い申し上げます。

【募金の入金方法】

銀行から振り込まれる場合は硬貨入金手数料が必要となることが増えています。ご納入にあたっては、郵便局で払込いただくか事務局へお持ちいただけると幸いです。

○郵便局をご利用の場合

別添の払込取扱票で窓口を利用されると手数料が免除となります（ATMご利用の場合は手数料がかかります）。郵便局での払込の留意点などを別紙にてご案内しております。領収書が必要な場合は事務局までご連絡ください。

○事務局へお持ちいただく場合

泉区社会福祉協議会（相鉄ライフいずみ中央：M3階）窓口にお持ちください。受付時間は平日の9:00～17:00となります。土日・祝日はお預かりできませんのでご了承ください。

【その他】

募金の一部は「年末たすけあい配分金」として年内の配分を予定しています。ご無理のない範囲で、令和4年12月28日（水）までにご入金をお願いいたします。

【貴自治会・町内会共同募金目安額】

戸別募金につきましては本年2月の泉区連合自治会町内会長会で、1世帯あたり315円を目安とすることをご了承いただいておりますが、あくまでも「目安」ですので、金額にこだわらずに募金いただきますようお願いいたします。

対象世帯数	合計315円 (A+B+C)	広域(県域)目安額 160円(A)	地域(区域)目安額 135円(B)	年末たすけあい 目安額20円(C)
世帯	円	円	円	円

※共同募金は、社会福祉法の規定により、あらかじめ募金目標額と配分計画を定めて寄付金募集を行う「計画募金」です。募金の目安となる世帯数については、令和3年4月1日の地域活動推進費申請時点での世帯数を参考に算出しています。

【事務局】神奈川県共同募金会泉区支会 佐藤、土居
〒245-0023 泉区和泉中央南5-4-13
TEL: 802-2150 FAX: 804-6042

自治会町内会 会長様 各位

「訪問歯科健診案内」ご掲示のお願い

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、横浜市歯科健診事業にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年9月1日～令和5年1月31日の期間に、横浜市委託事業として在宅要介護者を対象とした『訪問歯科健診』を実施することとなりました。平成29年から継続して実施され、今回6回目の事業となります。横浜市内の対象者480名様限定となっております。「訪問歯科健診案内」のご掲示ならびに、該当される対象者様がいらっしゃいましたら、ご周知のほどお願い申し上げます。

<目的>

横浜市では、在宅で療養している要介護者の『低栄養、重症化予防・口腔機能改善とその効果検証』を行っております。要介護状態の在宅高齢者にとって、歯科治療が必要にも関わらず通院できず、不適合な入れ歯や歯周病を放置した結果、咀嚼・嚥下障害を起こし、低栄養状態からの転倒・骨折や誤嚥性肺炎の発症リスクが高まります。これらを防ぐ為に、継続的な歯科治療や歯科衛生士による専門的口腔ケアが重要であると考えます。この健診事業は、歯科疾患の早期発見・早期治療に結び付ける要介護状態の在宅高齢者の方へ、とても有意義な健診事業であると考え実施しております。

<対象者>

下記の①及び②に該当される方

- ① 市内在住で、歯科健診に行くことが出来ない 在宅の75歳以上・要介護3以上の方

※要支援1・2 要介護1・2の方は、内科等医科の定期的な訪問診療を受けている場合、本事業の対象となります

- ② 健診を受けるにあたり、医療保険や介護保険において歯科に関する治療・管理を受けてない方

<期間>

令和4年9月1日～令和5年1月31日 (5ヶ月間)

<自己負担>

無料

尚、掲示物を同封しております。町会掲示板へのご掲示のご協力をお願い申し上げます。

令和4年9月吉日

泉区歯科医師会

泉区在宅歯科医療連携室・歯科訪問診療相談室

お問い合わせ先：☎0120-740-648

FAX：0120-740-647

「横浜市中期計画 2022～2025（素案）」の公表とパブリックコメントの実施について

日ごろから、市政への御理解と御協力を賜りありがとうございます。

さて、横浜市は、新たな中期計画を2022（令和4）年度に策定します。

本年5月に「新たな中期計画の基本的方向」を公表し、6月の市連会・区連会で市民意見募集の周知についてご協力をお願いさせていただきました。その結果、410人・団体から意見をいただくことができました。改めて御礼申し上げます。

これら市民意見募集や市民アンケート、有識者への意見聴取も等も踏まえ、「横浜市中期計画 2022～2025（素案）」を策定し、8月30日（火）に公表しました。

今後、原案の策定に向け、9月15日（木）から10月14日（金）まで「素案」に対するパブリックコメントを行います。地域の皆様から多くのご意見をいただきたく、地区連長におかれましては、パブリックコメントを行っている旨を各単位町内会にお知らせいただけると幸いです。

ご意見をいただくに当たり、「広報よこはま特別号」を作成し、「素案」の概要とパブリックコメントの実施について9月18日（日）に新聞折込にて配布を行いますので、併せてお知らせいたします。

今後、多くの市民の皆様の御意見を反映させながら、令和4年12月頃に「原案」を策定します。

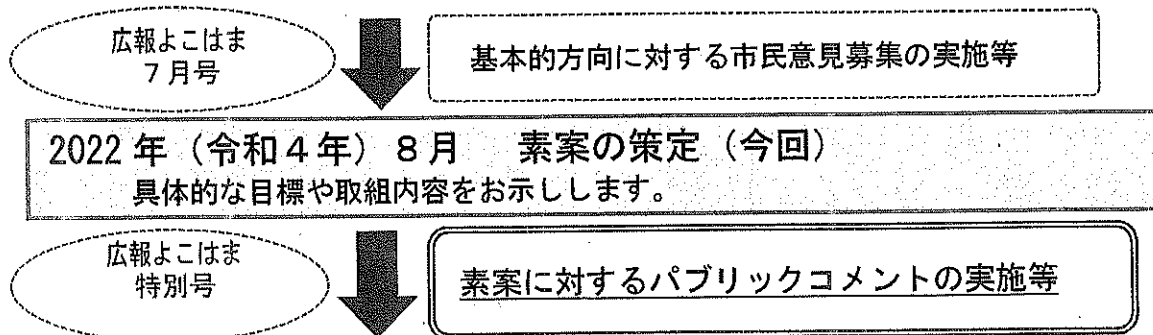
【配付資料】

「広報よこはま特別号」

◆参考：新たな中期計画の策定スケジュール

2022年（令和4年）5月 「新たな中期計画の基本的方向」

策定にあたっての考え方や骨子をお示ししています。



2022年（令和4年）12月頃 原案の策定

素案に対するご意見を反映させます。

担当：政策局政策課 柴・西島

電話：671-2010

FAX：663-4613

メール：ss-newplan@city.yokohama.jp

第 4 期 横浜市教育振興基本計画（素案）及びパブリックコメントの実施について**1 趣旨**

第 4 期横浜市教育振興基本計画の素案を策定し、素案について 9 月 30 日～10 月 31 日まで、パブリックコメントを実施します。

つきましては、4 期計画の概要をお知らせしますので、ぜひご意見をお寄せください。なお、当パブリックコメントについては、9 月の広報よこはまに掲載しております。

2 第 4 期横浜市教育振興基本計画とは**(1) 概要**

「第 4 期横浜市教育振興基本計画」は、2018 年に横浜の教育が目指すべき姿を描いた「横浜教育ビジョン 2030」のアクションプランです。

3 つの視点「一人ひとりを大切に」「みんなの計画・みんなで実現」「EBPM の推進」を土台に、8 つの柱・21 の施策・指標・想定事業量で構成されています。

(2) 計画期間

2022（令和 4）年度～2025（令和 7）年度

3 パブリックコメント実施期間

令和 4 年 9 月 30 日（金）から 10 月 31 日（月）まで

4 ご意見の提出方法（詳しくは、添付の概要版を御参照ください）

- ① 横浜市電子申請システム（インターネットからのご提出）
- ② 電子メール
- ③ 郵送
- ④ FAX

5 策定スケジュール

2022（令和 4）年 9 月 30 日～10 月 31 日 パブリックコメント
2022（令和 4）年度中 計画策定

【担 当】教育委員会事務局教育政策推進課 西村・砂
【連絡先】Tel 671-3243

横浜市空家無料相談会の開催について（戸塚区との合同開催）

持ち家の今後が不安な方や、相続したお家の管理にお困りの方を対象に、「空家無料相談会～実家や我が家の将来について、いま考えませんか？～」を開催します。

【概要】

日時：令和4年11月2日（水） 16：00～20：00

会場：戸塚区役所 8階大会議室（横浜市戸塚区戸塚町16-17）
（戸塚駅（JR・市営地下鉄）またはバス）

内容：不動産鑑定士や弁護士などの専門家によるセミナーの受講や個別相談

【セミナー】

各回とも定員20名（予約先着順）

- ① 16：30～17：00 共有者が多人数になってしまった空家の対処方法
（神奈川県弁護士会）
- ② 17：30～18：00 空家問題と不動産鑑定（神奈川県不動産鑑定士協会）
- ③ 18：30～19：00 住まいの管理と空家にしないための備え
（横浜市建築士事務所協会）
- ④ 19：30～20：00 空家と相続に関する税金の基礎知識（東京地方税理士会）

【個別相談】

最大20枠、1枠30分まで（予約先着順）

相続、土地建物の評価、税金、耐震、リフォーム、空家の地域活用、不動産、将来の住まい探し等について、各分野の専門家に相談ができます。

【申込】

期間：令和4年10月11日（火）から令和4年10月26日（水）まで

方法：①電子申請サービス（アクセス方法はチラシ参照）
②電話（671-4121）③FAX（641-2756）

【その他】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ご参加にあたっては、マスクの着用などのご対応をお願いします。

《事務連絡先》

横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市建築局住宅部住宅政策課 田中、小澤、足立

電話 045-671-4121 FAX 045-641-2756

泉区連長会資料
令和4年9月16日
泉消防署総務・予防課

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

横浜市泉消防署長
和田 誠 名
泉火災予防協会会長
清水 隆 男

防災講演会の実施についての御案内

秋晴の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、地域の防火防災の推進に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、泉消防署、泉火災予防協会では、会員の防火防災意識の高揚を図るため、防災講演会を開催することといたしました。事業所向けの講演会ではございますが、今回講演いただく南利幸様には、幅広く気象防災についてお話しをいただく予定です。

つきましては、自治会町内会のみなさまにも御参加いただければと存じますので、御案内申し上げます。

1 開催日時

令和4年11月17日（木）16時00分～17時00分（予定）

2 会場

横浜市泉公会堂（泉区和泉中央北五丁目1番1号）

3 講演者

南 利幸（みなみ としゆき）氏

4 テーマ

気象と事業所の防災

5 定員

300人

※ 各自治会町内会概ね3人以内でお願いします。なお、参加を強制するものではありません。

6 主催

泉消防署、泉火災予防協会

7 申込方法

感染症対策のため、事前申込制とします。

自治会町内会ごとに参加者を取りまとめ、別添の申込用紙に必要事項を明記の上、FAX、郵送、持参又はメールのいずれかの方法にて下記申込先まで提出してください。

なお、応募者多数の場合には参加人数を制限させていただく場合がございますので、あらかじめ御了承ください。

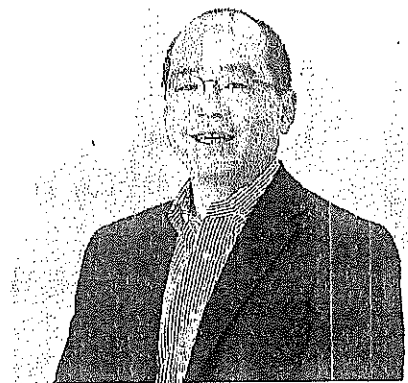
※ 講演会の中止や感染症発生時には、参加代表者様から参加者へ連絡を取っていただきますので、参加代表者様が必ず、参加者全員の連絡先を把握するようお願いいたします。

8 その他

- (1) 参加は無料です。
- (2) 今後の感染症の流行状況その他によって、中止となる場合があります。
- (3) ご不明な点は、下記問合せ先までご連絡ください。

【講演者プロフィール】

南 利幸 (みなみ としゆき) 氏
株式会社 南気象予報士事務所 代表取締役
・兵庫県西宮市生まれ
・気象予報士、防災士
・1990年(財)日本気象協会関西支社入社
NHK大阪放送局「おはよう近畿」
「ニュースパーク関西」等の気象解説担当
・2012年10月～株式会社 南気象予報士事務所 設立
・現在、NHK総合テレビ「おはよう日本」
(土・日・祝：午前5時50分～9時)など、
多数のテレビやラジオ番組に出演中



講師 南 利幸 氏

【問合せ・申込先】

泉消防署総務・予防課予防係
(泉火災予防協会事務局)
坂詰・藤木
〒245-0024
横浜市泉区和泉中央北5-1-1
TEL/FAX 045-801-0119
MAIL sy-izumi-sy@city.yokohama.jp

オミクロン株対応 新型コロナワクチン接種 の実施等について

国の通知（令和4年7月22日付、8月8日付け厚生労働省事務連絡）に基づき、オミクロン株対応 新型コロナワクチン接種を実施します。

- ※ 本件は、国において関係政省令改正が行われることを前提としています。
- ※ 今後、国の方針等に変更があった場合には、適宜計画を見直していきます。
- ※ 関連する予算の成立を前提としています。

1 オミクロン株対応ワクチンの接種対象等

(1) 接種対象者

従来のワクチンを2回以上接種した12歳以上の全ての方

対象者数

約302万人（令和4年9月5日時点）

【内訳】4回目接種済者：約81万人、3回目・4回目未接種者：約221万人

※3回目・4回目未接種者には、接種可能となる日の約3週間前に既に接種券を送付しているため、速やかに接種可能

(2) 使用するワクチン

オミクロン株対応ワクチン（従来株、BA.1株の両方に対応した2価ワクチン）

- ・ファイザー社ワクチン（12歳以上）
- ・モデルナ社ワクチン（18歳以上）

※ 今後、オミクロン株（BA.4/5）に対応した2価ワクチンへ切り替わる可能性があります。

(3) 接種間隔

前回接種から5か月以上 ※今後、接種間隔が短縮される可能性があります。

2 予約開始日

令和4年9月22日（木）午前9時～

※ 既に従来ワクチンで3・4回目接種を予約済みの方への対応は別紙「1.従来ワクチンを予約済みの方への対応（3回目・4回目接種）」をご参照ください。

3 予約受付対象者

「1(1)接種対象者」のうち、前回接種から5か月以上経過した全対象者の予約を受付

4 接種体制（接種場所）

4回目接種に引き続き、個別接種を中心としながら、集団接種会場を設置し、円滑な接種を進めます。

接種種別 (使用ワクチン)	接種開始 時期	接種体制
施設接種 (ファイザー社 モデルナ社)	ワクチンが 届き次第	・ 4回目未接種の入所者等を対象に接種を開始
個別接種 (ファイザー社 モデルナ社) ※医療機関によっ て、使用するワク チンが異なります。	最速、 9/26 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>市内医療機関：最大 約 2,000 か所 (予定)</u> ・ オミクロン株対応ワクチンの準備が整った、一部医療機関 (71 か所) から接種を開始し、順次拡大します。 【上記約 2,000 か所の内数】 ・ かかりつけ患者以外にも広く接種を行う医療機関数 約 1,200 か所 ※うち、市予約システムで予約可能な医療機関数 約 900 か所
集団接種 (ファイザー社) ※ワクチンの種類 は、国からのワクチ ンの供給状況によ り、今後変更となる 場合があります。	10/7 (金) 以降	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>集団接種会場：9 か所</u> ・ 多様なライフスタイルに合わせたワクチン接種ができるよう、週 5 日、夜間や早朝を含めた曜日・時間帯 (10 時頃～20 時頃) で開場します。 ・ 横浜駅西口会場では、さらに木・金曜日の夜間 (23 時 45 分閉場) ・土曜日の早朝 (7 時 45 分開場) の時間を延長します。 ・ また、11 月に新たな会場 (2 か所) を設置します。 ※ 詳細は、別紙「2. 集団接種会場一覧(10月)」をご参照ください。

次頁あり

5 個別通知（接種券）

<p>3回目・4回目を接種していない方で、9月末までに個別通知（接種券）が届いている方</p>	<p>2回目・3回目・4回目の接種をした方で、次の回の接種券がまだ届いていない方</p>
<p>【接種券】 既に封書でお届けしている3回目（緑）または、4回目（ピンク）の未利用の接種券で接種できます。</p> <p>【個別はがき】 予約方法や、接種券を紛失した際の手続き等を記載した「個別はがき」を全員に送付し、ワクチン接種の開始を周知します。（10月上旬～中旬）</p> <p>※接種券を紛失・破棄した場合の接種方法は別紙「3. 接種券を紛失・破棄した場合の接種方法」をご参照ください。</p>	<p>【接種券】 10月3日（月）から順次、オミクロン株対応ワクチンの接種が可能となる時期（※）に、新たな個別通知（接種券）を発送します。</p> <p>※2回目・3回目・4回目接種から5か月が経過する約3週間前</p> <p>※詳細な発送スケジュールは、別紙「4. 個別通知（オミクロン株対応ワクチンの3回目、4回目、5回目）発送スケジュール目安」をご参照ください。</p>

6 予約方法・予約支援等

・接種は事前予約制

- ・直接、予約を受け付ける医療機関については、個別通知に同封の医療機関一覧（区ごと）をご参照ください。
- ・市が予約を受け付ける接種場所の予約方法は次のとおりです。

(1) 市予約専用サイト(Web) **【推奨】**

URL: <https://v-yoyaku.jp/141003-yokohama> (24時間受付可)

(2) 市公式 LINE

「横浜市 LINE 公式アカウント」を友だち登録

※ LINE から予約アカウント情報を登録すると、予約専用サイト(Web)で予約できなくなります。

(3) 予約センター（電話）

電話番号：0120-045-112（午前9時～午後7時 土・日、祝・休日も実施）

(4) FAX(耳の不自由な方でインターネットでの予約ができない方専用)

FAX 番号：045-550-4226

(受付時間：月～金曜日(土・日、祝・休日を除く)午前9時～午後7時)

(5) 予約代行（郵便局・区役所ワクチン相談員）

パソコンやスマートフォン等をお持ちでないなど、インターネット（Web）での予約が困難な方を対象に、**市内郵便局**（一部を除く）や、**区役所ワクチン相談員**による予約代行を実施します。予約の際は、個別通知（接種券）をご用意ください。

※ 予約代行は、市が予約を受け付ける医療機関と集団接種会場のみ受け付けます。

※ 詳細は、別紙「5. 予約代行」をご参照ください。

【参考】1・2回目接種が受けられる場所（従来ワクチン）

1・2回目接種については、オミクロン株対応ワクチンではなく、従来ワクチンを接種することになっています。1・2回目接種用として、市内10か所の医療機関で、従来ワクチン（ファイザー社）の接種が受けられます。

※詳細は、別紙「6. 1・2回目接種が受けられる場所」をご参照ください。

お問合せ先

1～3 オミクロン株対応ワクチンの接種対象等、予約開始日、予約受付対象者、6(4)FAX

健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長 鳥丸 雅司 Tel 045-671-4841

4 接種体制(接種場所)

【施設接種】

健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長 八木澤 勉 Tel 045-671-4841

【個別接種】

健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長 曾我 直樹 Tel 045-671-4841

【集団接種】

健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長 中村 昭夫 Tel 045-671-4841

5 個別通知(接種券)

健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長 鈴木 真実 Tel 045-671-4841

6 予約方法・予約支援等

(1)、(2) 予約専用サイト・LINE

健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長 奥津 直臣 Tel 045-671-4841

(3)、(5) 予約センター（電話）、予約代行(郵便局・区役所ワクチン相談員)

健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長 丸山 真隆 Tel 045-671-4841

【参考】1・2回目接種が受けられる場所（従来ワクチン）

健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長 曾我 直樹 Tel 045-671-4841

1. 従来ワクチンを予約済みの方への対応（3回目・4回目接種）

オミクロン株対応ワクチン接種の準備が整った接種会場から、次のとおり、従来ワクチンからオミクロン株対応ワクチンへ切り替えます。オミクロン株対応ワクチンの確実な接種をご希望の場合は、改めてご予約ください。

【個別接種】最速、9月26日（月）接種分から順次切り替え

※切り替え時期は個別医療機関によって異なります。

【集団接種】9月中の接種では、従来のモデルナ社ワクチンを使用します。

10月7日（金）からオミクロン株対応ワクチンを接種します。

接種実施日	会場名	使用ワクチン
9/16（金）	・センター南会場 ・横浜駅西口会場 ・並木中央会場	従来ワクチン （モデルナ社）
9/17（土）		
9/23（金）		
9/24（土）		

2. 集団接種会場一覧（10月）

開設日	会場名	住所	主なアクセス	実施日
10/7 （金）	①みなとみらい会場 （横浜ハンマーヘッド 1階 CIQ ホール）	中区 新港 2-14-1	みなとみらい線 馬車道駅 徒歩 10分 ※桜木町駅・馬車道駅 からシャトルバスあり	週5日 （火・水・木・金・土）
	②センター南会場 （パインクリエイト ビル3階）	都筑区 茅ヶ崎中央 55-1	市営地下鉄 センター南駅 徒歩 5分	
	③並木中央会場 （ピアレヨコハマ新館 2階）	金沢区 並木 2-13-2	シーサイドライン 並木中央駅 徒歩 5分	
10/11 （火）	④鶴見会場 （TG鶴見ビル7階）	鶴見区 鶴見中央 4-33-5	京急本線 京急鶴見駅 徒歩 5分	週5日 （火・水・木・金・土）
	⑤希望ヶ丘会場 （ <small>やましよう</small> 第2山荘ビル）	旭区 東希望ヶ丘 101-5	相鉄本線 希望ヶ丘駅 徒歩 4分	
	⑥戸塚会場 （ <small>はっこう</small> 八桃ビル2階）	戸塚区 上倉田町 481-1	JR線／市営地下鉄 戸塚駅 徒歩 5分	
10/18 （火）	⑦横浜駅西口会場 （横浜天理ビル 14階）	西区 北幸 1-4-1	JR線等 横浜駅西口 徒歩 5分	週5日 （火・水・木・金・土）

※受付時間等の詳細は市ウェブサイトでご確認ください。

※11月以降の集団接種体制については、改めてお知らせします。

3. 接種券を紛失・破棄した場合の接種方法

原則、接種券を再発行して、接種していただきます。

(1) 再発行申請方法（電子申請、郵送申請、コールセンター）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryu/yobosesshu/vaccine/saihakkou.html>

※詳細は、URLをご参照ください。

※申請から接種券の発送まで10営業日（土・日、祝・休日を除く）程度かかります。

なお、申請が集中したときは、それ以上にお時間をいただくことがありますので、
予めご承知おきください。

(2) 接種券がない方で接種を急いでいる方

集団接種会場限定で、事前予約の上、「個別はがき」をお持ちいただくことで、
接種ができます。

【接種できる会場】市が運営する集団接種会場のみ

※接種券がない場合は、医療機関では接種できません。

【事前予約】必要

【接種当日の持ち物】①個別はがき、②本人確認書類、③お薬手帳(お持ちの場合のみ)

4. 個別通知(オミクロン株対応ワクチンの3回目、4回目、5回目の接種券)の発送スケジュール(目安)

発送時期(目安)		前回の接種日
10月3日(月)	3回目	5月21日～5月28日
	4回目(18歳以上)	
	4回目(12～17歳) 5回目	～5月28日
10月11日(火)	3・4・5回目	5月29日～6月3日
10月17日(月)	3・4・5回目	6月4日～6月10日

※ 変更の可能性があります。

※ 前回の接種を受けた日は、接種券用紙の右下の「予防接種済証(臨時)」でご確認ください。

※ ワクチン接種記録システム(VRS)に接種情報が登録されていない場合、接種券が発送できません。また、発送日の直前に登録されるなど、登録のタイミングによっては発送が遅れる場合があります。発送予定日から1週間以上過ぎても個別通知が届かない場合は、恐れ入りますが、再発行の申請をお願いします。

5. 予約代行

①郵便局(予約代行)

受付開始日	令和4年10月3日(月)～ ※土・日、祝・休日を除く
受付時間	午前9時から午後5時まで(※1)
受付場所	市内郵便局(一部を除く)302か所(※2)
備考	予約代行のみを行い、相談等はお受けできませんのでご注意ください。 窓口の事前予約は不要ですが、混み合う場合があります。

※1 商業施設内の郵便局等、一部郵便局では受付日・受付時間が異なる場合があります。

※2 次の4か所では予約の代行は行いません。

・神奈川郵便局(神奈川区)

・椿ヶ丘簡易郵便局(金沢区)

・横浜市大附属病院内簡易郵便局(金沢区)

・横浜御本町簡易郵便局(瀬谷区)

②区役所ワクチン相談員(予約代行)

受付開始日	令和4年9月22日(木)～ ※土・日、祝・休日を除く (オミクロン株対応ワクチン接種以外の予約代行等は現在も対応しています)
受付時間	午前9時から午後5時まで
受付場所	18区全ての区役所
備考	予約代行のほか、直接予約を受け付ける医療機関への予約サポート、接種証明など、ワクチン接種に関する幅広いご相談に対応します。 窓口の事前予約は不要ですが、混み合う場合があります。

6. 1・2回目接種が受けられる場所

病院名	住所
横浜勤労者福祉協会汐田総合病院	鶴見区矢向 1-6-20
医療法人 My クリニック My クリニックあらき医院	神奈川区白幡仲町 47-25
医療法人 My クリニック My クリニック神戸医院	神奈川区六角橋 4-1-1
医療法人社団宏和会 横浜こどもクリニック	西区岡野 2-5-18 サミット横浜岡野店 2階
医療法人社団豊葉会 本牧ベイサイドクリニック	中区本牧原 1-22 ムラーラ本牧 1階
医療法人社団愛友会 金沢文庫病院	金沢区釜利谷東 2-6-22
医療法人社団三雄会 かとうクリニック	港北区樽町 3-6-38 りりあタウン 2階
医療法人社団やまびこ 新横浜整形外科リウマチ科	港北区新横浜 3-6-4 新横浜千歳観光ビル 1-4階
医療法人社団 鴨居病院	緑区鴨居 5-27-10
医療法人社団 TOWA 長津田ファミリークリニック	緑区長津田 5-4-1-2階

災害用備蓄食料の無償配布（有効活用）について

日頃から横浜市の防災対策にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

横浜市の備蓄食料を知っていただくことや家庭内での備蓄を進めていただくこと等、防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、賞味期限内の備蓄食料を無償でお配りします。今年度は各区役所（※一部区を除く）で配布することとし、次のとおり無償配布します。

1 お配りする備蓄食料

- (1) 保存パン 20食入り 2,000箱（40,000食）程度
- (2) 水缶詰 24本入り 5,500箱（132,000本）程度
- (3) おかゆ 20食入り 1,350箱（27,000食）程度
- (4) クラッカー70食入り 550箱（38,500食）程度
- (5) ビスケット100食入り 350箱（35,000食）程度

【参考】

・保存パン

- ① 1箱当たりの食数：20食
- ② 賞味期限：2023年1月
- ③ 1箱あたりの梱包の大きさ：32cm×40cm×12cm／約2kg

・水缶詰

- ① 1箱当たりの本数：24本
- ② 賞味期限：2023年8月
- ③ 1箱あたりの梱包の大きさ：27cm×40cm×13cm／約8kg

・おかゆ

- ① 1箱当たりの食数：20食
- ② 賞味期限：2023年1月
- ③ 1箱あたりの梱包の大きさ：32cm×40cm×12cm／約5kg

・クラッカー

- ① 1箱当たりの食数：70食
- ② 賞味期限：2023年1月または2月
- ③ 1箱あたりの梱包の大きさ：26cm×50cm×37cm／約7kg

・ビスケット

- ① 1箱当たりの食数：100食
- ② 賞味期限：2023年8月
- ③ 1箱あたりの梱包の大きさ：24cm×39cm×28cm／約5kg

2 対象

横浜市内の法人・団体（自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等）

※ 民間企業及び個人は対象外とさせていただきます。

3 申込方法

(1) 申込期間

令和4年10月3日（月）から10月14日（金）まで

【応募が配布可能数を超えた場合】

- ・ 申込多数の場合は、受付期間終了後抽選とさせていただきます。
- ・ 抽選結果については、郵送でお知らせします。

(2) 申込方法

ア 横浜市電子申請・届出サービス

URL または QR コードより「横浜市電子申請・届出サービス」にログインしていただき、必要事項を入力の上、お申し込みください。

イ 往復はがき

往復はがき用申込書に必要事項をご記入いただき、往復はがき「往信」裏面に貼り付け、抽選結果の送付先住所・氏名を往復はがき「返信」表面に記入し、総務局地域防災課宛に送付してください。

4 引渡場所

原則、居住区の各区役所（※次の区を除く）で引き渡しします。

※ 鶴見区、神奈川区の方は、入船公園方面備蓄庫（鶴見区弁天町3-1）

※ 中区、南区、港南区の方は、南部方面備蓄庫（横浜市金沢区富岡東2-2-10）

※ 旭区の方は、西部方面備蓄庫（横浜市旭区上白根3-38-2（資源循環局北部事務所敷地内））で配布予定

5 注意事項

- (1) 申込みは1種類のみとし、保存パン、水缶詰、おかゆは最大25箱まで、クラッカーとビスケットは最大10箱までとします。
- (2) 申込みは1団体1通とし、2通目以降は無効とします。
- (3) 郵送での配布は行っていませんので、引取場所までお越しいただくこととなります。
- (4) 配布した備蓄食料は、絶対に転売しないでください。
- (5) 賞味期限内に食べきり、期限を過ぎたものは処分をお願いします。

担当：総務局地域防災課

避難支援担当 瀬戸、押見

Tel.671-2011

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

政策局基地対策課長

「深谷通信所跡地だより第4号」の掲出について（依頼）

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、横浜市政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、旧深谷通信所の跡地利用について地元の皆様に知ってもらうため、「深谷通信所だより第4号」を作成しました。

つきましては、掲示板へのたより掲出をお願いいたします。

1 広報物の名称

深谷通信所跡地だより第4号

（問合せ先）担当 政策局基地対策課
小金井、平川
電話 045-671-4002

泉区区政推進課
稲垣、荒俣
電話 045-800-2332

法人化している自治会町内会長 様

第 12 次一括法による地方自治法の一部改正について（情報提供）

【認可地縁団体関連】

今回の改正は、認可地縁団体（法人化している自治会町内会）に関するものであり、認可地縁団体以外の取扱いは変更ありません。

1 認可地縁団体の皆様にお願ひしたいこと

認可地縁団体が総会開催の省略や、解散・合併などを検討される際は、区地域振興課に早めにご相談ください。

2 改正の内容（地方自治法の一部改正）

- (1) 書面又は電磁的方法による決議の規定の創設（令和 4 年 8 月 20 日施行）
- (2) 解散に伴う清算人による債権者に対する債権の申出の催告に関する公告の回数の見直し（令和 4 年 8 月 20 日施行）
- (3) 認可地縁団体同士の合併の規定の創設（令和 5 年 4 月 1 日施行）

3 改正内容の詳細

(1) 書面又は電磁的方法による決議の規定の創設【P4 イメージ図参照】

(1) 本来であれば総会において決議すべき事項について総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議を行うことについて構成員に確認し、全員の承諾が得られた場合には、総会を開催せずに、決議事項についての賛否を問い、書面又は電磁的方法により決議を行うこととなります。なお、この場合には、通常どおりの決議要件が適用されます。

※書面または電磁的方法による決議を行うことについて反対が一人でもいれば、通常どおり総会を開催する必要があります。

(2) 本来であれば総会における決議事項について構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があり、当該決議事項について構成員全員の賛成の意思が確認できた場合には、当該合意をもって書面又は電磁的方法*による決議があったものとみなされます。

※その決議事項について全員が賛成でなければ可決することはできません。一人でも否決であれば、通常どおり総会を開催する必要があります。

*電磁的方法…電子メール、Web サイト、アプリケーション等を利用した方法、磁気ディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法などが考えられます。

裏面あり

(2) 解散に伴う清算人による債権者に対する債権の申出の催告に関する公告の
回数の見直し

認可地縁団体が解散したときの清算人による債権者に対する債権の申出の催告に関する公告について、その回数が三回以上から一回に変更となりました。

(3) 認可地縁団体同士の合併の規定の創設

認可地縁団体は、総会の決議により同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができるようになります。

※合併については、総務省令が公布され次第、改めて市ホームページにおいて詳細をお知らせいたします。

【参考 URL】横浜市ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/houjinka.html>

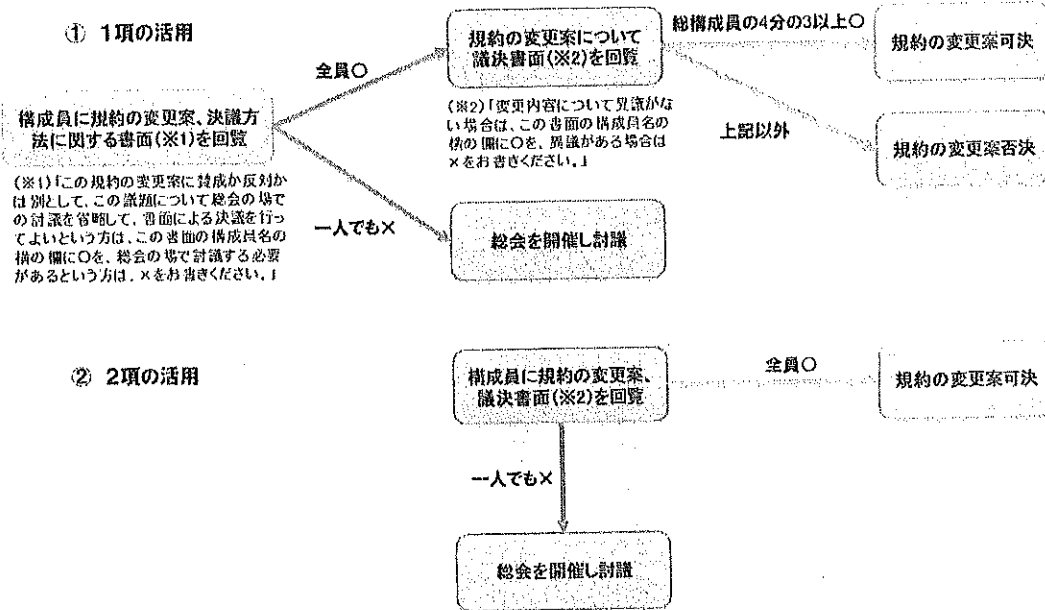
泉区地域振興課地域活動係

担当：田村、森田

TEL：800-2391 FAX：800-2507

【参考】 総務省提供資料

○ 認可地縁団体が次回開催予定の総会において規約の変更をしたいと考えた場合
(1項・2項ともに書面による決議を行う場合)



例えば、認可地縁団体が次回開催予定の総会において規約の変更をしたいと考えた場合(1項・2項ともに書面による決議を行う場合)、

① 1項を活用

- (1) 事前に、構成員に規約の変更案を回覧する際に、「この規約の変更案に賛成するか反対するかは別として、この議題について総会の場での討議を省略して、書面による決議を行ってよい」という方は、この書面の構成員名の横の欄に○を、総会の場で討議する必要があるという方は、×をお書きください。」という書面を添えて回覧する。
- (2) (a) 構成員全員が当該書面に○を書き入れて回覧が戻ってきた場合は、次に、「変更内容について異議がない場合は、この書面の構成員名の横の欄に○を、異議がある場合は×をお書きください。」という議決書面を回覧する。
(b) 上記(1)について、×が1つでもついて戻ってきた場合は、通常どおり、総会を開催し討議する。
- (3) (2) (a)の場合、回覧後、戻ってきた書面を見て、「規約の変更」に必要な決議要件(○が総構成員の4分の3以上)を満たせば、規約の変更案が可決されることになり、×が多く決議要件を満たさなければ、否決されることになる。

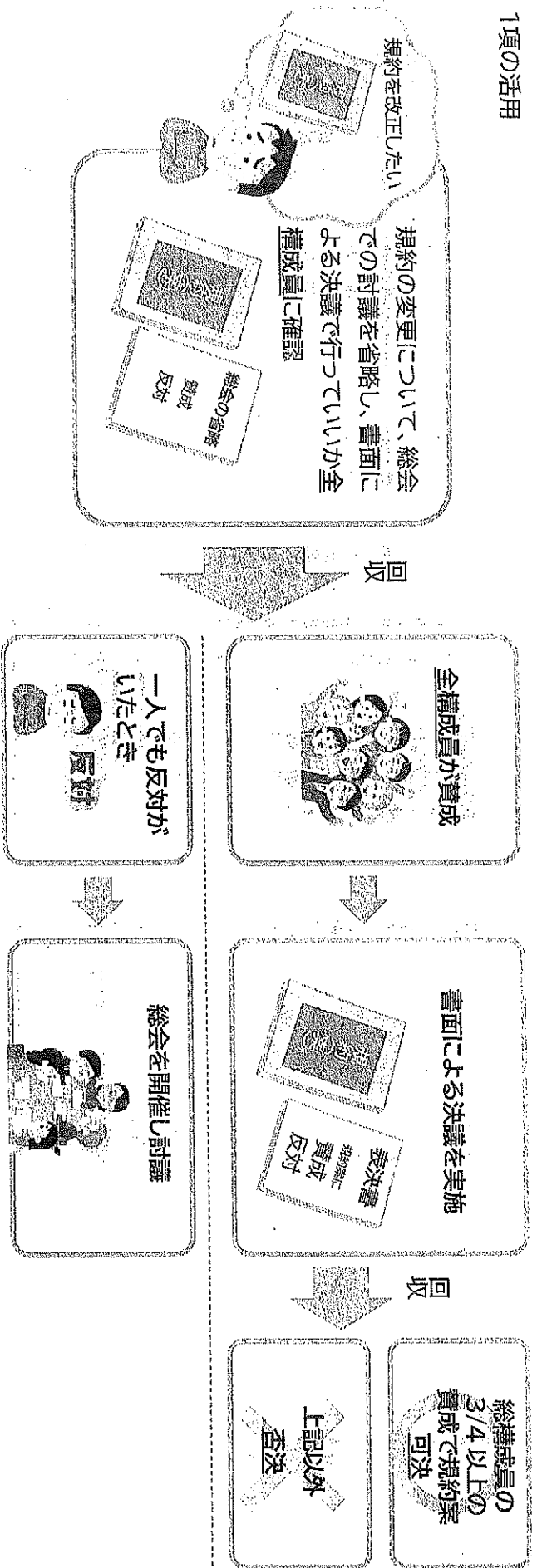
② 2項を活用

- (1) 事前に、構成員に規約の変更案を回覧する際に、「変更内容について異議がない場合は、この書面の構成員名の横の欄に○を、異議がある場合は×をお書きください。」という議決書面を添えて回覧する。
- (2) (a) 構成員全員が当該議決書面に○を書き入れて回覧が戻ってきた場合は、その時点で、規約の変更の決議があったものとなる。当然、次の総会において規約の変更が議題として扱われることはなく、他に総会の議題がなければ、総会は開催されないこととなる。
(b) 上記(1)について、×が1つでもついて戻ってきた場合は、通常どおり、総会を開催し討議する。

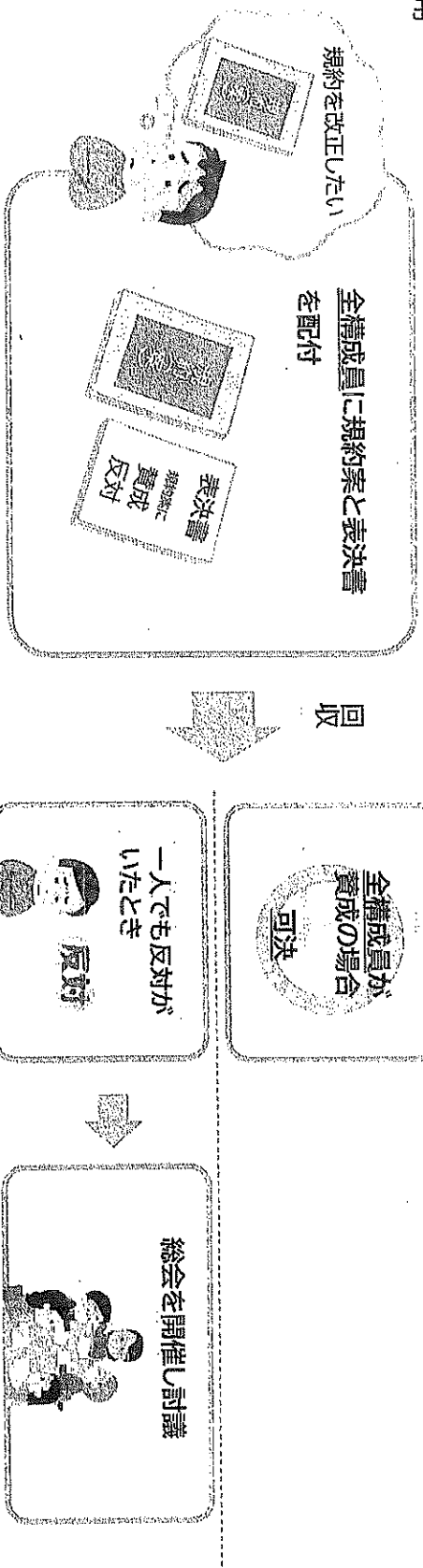
裏面あり

<イメージ図>
認可地縁団体が次回開催予定の総会において規約の変更をしたいと考えた場合(規約変更の議決要件が総構成員の3/4以上の場合)

1項の活用



2項の活用



地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

「自治会町内会のための講習会」の開催方法の変更について

日頃から市政・区政にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和4年度の「自治会町内会のための講習会」については、集合形式での開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大傾向に歯止めがかからないことなどから、開催方法を変更いたします。集合形式の代替として、より多くの自治会町内会の皆様に講習会の内容を紹介するため、講習会の内容を収録しYouTube配信します。

つきましては、以下の通り情報提供いたしますので、よろしくお願いいたします。

1 YouTube 配信予定の内容

(1) 講演

「負担軽減と ICT 活用～アフターコロナの自治会町内会活動～」

講師：水津 陽子氏（合同会社フォーティR&C代表）

(2) 事例発表

市内3区の自治会町内会より活動事例をご紹介します。

①旭区「コロナ禍での自治会町内会活動～活動形態の工夫で乗り切る～」

発表者：若葉台北自治会 会長 菅尾 貞登 氏

②戸塚区「柏尾町文化祭と誌上発表会～リアルを紙面で共有～」

発表者：柏尾町内会 会長 齋藤 純一 氏

③西区「安全・安心なわが街を目指して～高層マンションでの防災・減災対策～」

発表者：ヨコハマタワーリングスクエア自治会 会長 平野 周二 氏

2 今後のスケジュール

1月中旬 市連会、区連会にてご説明

1月下旬 YouTube 配信のご案内を順次送付

2月頃 YouTube 配信スタート

3 その他

YouTube 配信を行うホームページや配信期間等の詳細は、1月下旬から順次送付予定のご案内をご確認ください。

【担当】横浜市市民局地域活動推進課 川口、石栗

電話：671-2317 FAX：664-0734

Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.jp

泉区連長会資料
令和4年9月16日
泉区地域振興課

令和4年9月吉日

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区文化振興委員会
委員長 三上 恭男

【第36回泉区民文化祭】ポスター掲示依頼について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、泉区文化振興委員会の活動に御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。今年度もコロナ禍が継続する中での開催を予定しているため、安心・安全を第一に、参加団体数の制限や開催日程の調整を図り開催する運びとなりました。

総勢 1,100 名もの会員が、日頃の成果を発表させていただきますので、様々な文化・芸術に少しでも触れていただければと思っております。

つきましては、このたび泉区民文化祭パンフレット（表紙ページを掲示板用 A4 版ポスターとしてご利用ください）が完成いたしましたので、お忙しいところ恐れ入りますが、貴自治会町内会掲示板に掲示していただきますよう、お願い申し上げます。

開催期間

- ・展示発表：令和4年10月17日（月）～11月4日（金）
- ・舞台発表：令和4年10月24日（月）～11月6日（日）

【問合せ先】 泉区文化振興委員会

広報担当 中村 厚子（Tel：045-802-7294）

泉区連長会資料
令和4年9月16日
泉区民ふれあいまつり実行委員会

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区民ふれあいまつり実行委員会
委員長 馬場 勝己

令和4年度 第11回泉区民ふれあいまつりポスターの掲出について（依頼）

時下、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

泉区では、泉区連合自治会町内会長会を中心に、実行委員会を組織して、より一層の郷土愛を深め、明るく元気のでるまちづくりを推進するために、「第11回泉区民ふれあいまつり」の開催に向け準備を進めています。

つきましては、開催周知用のポスターを貴自治会町内会掲示板に御掲出いただきたく御依頼申し上げます。

御多用中のところ誠に恐縮ですが、よろしく願いいたします。

(泉区民ふれあいまつり実行委員会事務局)

泉区地域振興課 田村、森田

電話：800-2391

地区連合自治会町内会長 様

泉区区政推進課
地域力推進担当課長 土田 俊樹

「つながる！地域活動ゼミ」について（情報提供）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

泉区役所では、これから地域活動を始めたい人や、活動する仲間を探している方を対象に、地域の課題解決やまちの魅力づくりを学び合う講座「つながる！地域活動ゼミ」の講座を開講いたします。

この講座では、今年度のゼミのテーマである「プロボノ」について学ぶにあたって、「居場所づくり」に着目しました。自身の得意や経験を活かして、居場所づくりに関わるためのコツを、事例紹介等を通じて学びます。

つきましては、貴連合自治会町内会・各自治会町内会で今後活動される方への当講座のご案内についてよろしくお願い申し上げます。

1 添付資料

『あなたの得意や経験で居場所づくりに関わろう！～プロボノ編～』
チラシ（別添のとおり）

※区役所、地区センター、コミュニティハウス、地域ケアプラザなどで配布

2 申込期限

令和4年10月14日（金）必着

担当：泉区区政推進課地域力推進担当 立川・齊藤
TEL：800-2333
FAX：800-2505
E-mail：iz-chiikiriyoku@city.yokohama.jp

令和4年度首都圏 放置自転車・バイククリーンキャンペーン 横浜市実施要綱

目的

安全で円滑な交通環境の確保を図るため、放置自転車・バイククリーンキャンペーンを展開し、「横浜市自転車等の放置防止に関する条例」に基づく対策を推進します。

実施期間

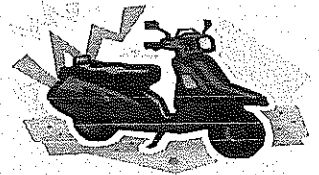
令和4年10月1日（土）～10月31日（月）の1か月間

スローガン

「自転車の 代わりに置こう 思いやり」



運動の重点



1. 放置自転車・バイクの防止
2. 交通ルールの遵守と駐車マナーの向上



放置自転車・バイククリーンキャンペーンの様子



路上自転車駐車場の整備状況（イセザキモール）

横浜市交通安全対策協議会

各機関・団体の主な取組

共通事項

- ・「運動の重点」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等に応じ、市民の命を守ることを第一に、地域等の実態に即した各種活動を積極的に推進します。
- ・運動の趣旨を周知徹底し、「運動の重点」の効果的な推進を図るため、広報啓発や実践的な活動を行います。

横浜市・区

- ・放置自転車・バイクの追放気運を高めるための広報啓発活動を推進します。
- ・放置自転車・バイクをなくすための指導警告や移動・撤去活動を積極的に推進します。
- ・自転車損害賠償責任保険等の加入周知・啓発を推進します。

警察

- ・交通事故に直結する悪質・危険・迷惑性の高い違法駐車などの指導取締りを強化します。
- ・関係機関・団体の自主的活動を促進するため必要な情報の提供と支援を行います。
- ・交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の広報啓発を推進します。

交通安全協会

- ・各種キャンペーンを実施し、地域住民の放置自転車・バイクの追放気運の醸成を図ります。
- ・事業所等に対し、使用者や管理者などを中心とした事業所ぐるみでの違法駐車等追放気運を高めるよう働きかける。また、自転車損害賠償責任保険等の加入を推進します。

教育関係

- ・違法駐車や放置自転車・バイクの追放についての啓発・教育を推進します。
- ・盗難自転車・バイクの多くは放置されてしまうので盗難の防止について指導します。

道路管理者・鉄道事業者

- ・道路情報板、駅広報、車内広報などを活用し、この運動の周知を図るとともに、交通マナーの向上のための広報啓発活動を推進します。
- ・駅周辺の放置自転車・バイクの移動活動に協力します。
- ・関係機関と連携を図り、駅周辺の駐車場・駐輪場の整備推進に努めます。

地域

- ・違法駐車や放置自転車などの迷惑性や自転車のマナー等について地域で話し合しましょう。
- ・会合等を利用して、違法駐車や放置自転車等の問題について認識を高め、違法・迷惑駐車を「しない・させない運動」を推進しましょう。
- ・関係機関・団体が実施する放置自転車等クリーンキャンペーン等に参加しましょう。
- ・車・自転車・バイクで外出する際は、決められた場所以外にはとめないようにしましょう。

横浜市交通安全対策協議会

(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課

電話045(671)2323